

都道府県・指定都市・中核市
動物愛護管理主管部（局）長 殿

環境省自然環境局総務課長 （公印省略）

「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」の策定について（周知）

日頃より動物愛護管理行政の推進に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、ペットを家族の一員として飼育する家庭が増加している一方、ペットの飼育に絡んだ様々な問題が生じています。中でも飼い主、動物、周辺環境に大きな影響を与える不適切な多頭飼育に起因する問題（以下、「多頭飼育問題」という。）が、地方公共団体における動物の殺処分削減の取組を大きく妨げている状況にあります。

令和元年度の動物愛護管理法改正では、多頭飼育問題への一層の対応の強化を図る観点等から、犬又は猫のみだりな繁殖を防止するための繁殖制限措置がその所有者に義務づけられたほか、公衆衛生、福祉等に関する業務を担当する地方公共団体の部局、民間団体との連携の強化に関する事項及び地域における、犬、猫等の動物の適切な管理等に関する事項が新たに規定され、昨年6月に施行されたところです。

多頭飼育問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立による生活困窮等の問題があり、社会福祉的な支援を必要とする飼い主が多いこと、再発リスクが高く、根本的な解決のためには動物への対処のみならず飼い主に働きかける必要があること等から、今般、「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」を策定しました。

本ガイドラインでは、多頭飼育問題への円滑な対応のため、社会福祉部局、動物愛護管理部局をはじめとする多様な関係主体が連携・協働し、多頭飼育問題の予防と解決に向けて取組を進めるための基本的な考え方、留意点、対応事例等を整理しています。つきましては、本ガイドラインについて、関係機関、関係団体等に周知を図るとともに、日頃から動物愛護管理部局、社会福祉部局間で情報交換を行える体制を構築する等により、多様な主体との連携による、地域ごと、事案ごとの実情に応じた多頭飼育対策の実施に向け、参考として御活用いただく

ようお願いいたします。また、都道府県におかれては貴管下の市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）の動物関係部局にもお知らせ下さいますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、別添のとおり、都道府県及び市町村の社会福祉主管部局にも周知しておりますので申し添えます。

（別紙）

- ・ 「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」（概要版）

（参考）

- ・ 「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」（令和3年3月）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303a.html